

委員会提出議案第2号

亀山市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

提出者

議会運営委員会委員長 深水隆司

亀山市議会議長 岡本公秀様

別紙

亀山市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] [2及び3 略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、 <u>亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号。第20条において</u> 「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限	(定義) 第2条 [略] [2及び3 略] 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、 <u>亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記</u> 録されているものに限る。

る。

[5～9 略]

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

[11～13 略]

（利用及び提供の制限）

第12条 [略]

[2～4 略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）

[5～9 略]

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

[11～13 略]

（利用及び提供の制限）

第12条 [略]

[2～4 略]

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）

		の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ

		の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
[略]	[略]	[略]

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ

ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

[（1）～（9） 略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

[イ～キ 略]

[（2）及び（3） 略]

[3 略]

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示

ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

[（1）～（9） 略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

[イ～キ 略]

[（2）及び（3） 略]

[3 略]

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の

の請求（以下「開示請求」という。）
をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の
付与等）

第27条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当
するときは、第24条第1項の決定
（以下「開示決定」という。）に先立
ち、当該第三者に対し、議長が定め
るところにより、開示請求に係る当
該第三者に関する情報の内容その他
議長が定める事項を書面により通
知して、意見書を提出する機会を
与えなければならない。ただし、当
該第三者の所在が判明しない場合
は、この限りでない。

[（1）及び（2） 略]

[3 略]

（訂正請求権）

第31条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規
定による訂正の請求（以下「訂正請
求」という。）をすることができる。

[3 略]

（訂正請求の手続）

第32条 [略]

[2 略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備

規定による開示の請求（以下この章及
び第48条において「開示請求」とい
う。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の
付与等）

第27条 [略]

2 議長は、次の各号のいずれかに該当
するときは、第24条第1項の決定
（以下この章において「開示決定」と
いう。）に先立ち、当該第三者に対
し、議長が定めるところにより、開
示請求に係る当該第三者に関する情
報の内容その他議長が定める事項を
書面により通知して、意見書を提
出する機会を与えなければならない。
ただし、当該第三者の所在が判明
しない場合は、この限りでない。

[（1）及び（2） 略]

[3 略]

（訂正請求権）

第31条 [略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規
定による訂正の請求（以下この章及
び第48条において「訂正請求」とい
う。）をすることができる。

[3 略]

（訂正請求の手続）

第32条 [略]

[2 略]

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備

があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

[（1）及び（2） 略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

[3 略]

（利用停止請求の手續）

第39条 [略]

[2 略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を

があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

[（1）及び（2） 略]

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

[3 略]

（利用停止請求の手續）

第39条 [略]

[2 略]

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、

定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る

相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る

<p>目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第52条から第54条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第52条から第54条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。